

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：32679

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02956

研究課題名(和文)古代ギリシア・ローマ世界における呪詛行為の持つ社会的効用についての基礎研究

研究課題名(英文)Basic research on the social functions of the act of Cursing in the Greek-Roman World

研究代表者

志内 一興 (SHIUCHI, Kazuoki)

武蔵野音楽大学・音楽学部・講師

研究者番号：60449288

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：「古代ギリシア・ローマ世界における呪詛行為の持つ社会的効用についての基礎研究」と題して研究を進めた。古代ギリシア・ローマ社会におけるコミュニティ内の緊張の緩和、及び紛争解決の方法理解には、従来は法に基づく「公的・合理的」な解決策の図式が重視されてきた。しかし多数発見されている「呪詛文書」は、公的なレベルに浮かび上がることの稀な、「私的・非合理的」緊張関係の緩和方法が、古代社会において重要な働きをしていたことを示唆していたからである。三年にわたる研究の結果、古代社会における紛争解決を、これまでとは違った視点から理解するための、あらたな視点の基礎を築くことができたものと思ふ。

研究成果の概要(英文)：“Basic research on the social functions of the act of Cursing in the Greek-Roman World” is the title of my research in these three years term. Up to this date, to understand how to ease the tensions and to solve the conflicts in the communities of the classical world, the stress is generally put on the legal solutions to which we can refer as ‘public’ or ‘rational’. However, so many cursing documents have been found and its contents clearly indicate that the ‘private’, ‘irrational’ or, say, obscured methods played much more important roles in the process of easing the tensions among the people in the classical world. So, in this basic research, I’ve worked on the task of understanding that process from the very different point of view, putting my emphasis especially on the act of cursing by committing the curse tablets. And I can say I’ve been successful to establish the foundation for future development of the research in this area.

研究分野：古代地中海世界の政治、社会、宗教の歴史研究

キーワード：古代ローマ史 古代地中海世界史 古代ヨーロッパ史 宗教史 文化人類学

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 報告者は、平成19年度から平成21年度にかけての3年間、科学研究費補助金(若手(B))の援助を受け、「古代ローマ帝国における言語接触と西部地域におけるラテン語の浸透過程」というテーマの下で研究を進めた。そこで報告者は、古代ローマ帝国に居住した一般住民の言語使用を検討する目的で、文学史料や法文書等に残された言語以外の、色々なメディアに残された様々な言語痕跡を探る試みを行った。

その過程で、ブリタニア(現イギリス)の、特に古代の温泉保養地として有名なパースなどから多数発見されている「呪詛板」に記された文書群に注目し、そこにブリタニアの一般住民の言語使用の実例を見出し、予備的な成果を雑誌論文や学会報告の形で公表した。その際、以下の二点を強く意識するところとなった。まず、古代地中海世界各地にあまねく、「呪い」と関わる文書が数多く残されており、こうした習慣・行動は非常に深く、古代地中海人の生活の中に根付いていたこと。もう一点が、古代地中海世界の歴史研究の中で、「呪い」という事象についての研究があまり進展しておらず、未開拓の部分が多く残されているという状況にあることだ。

(2) 古代ギリシア・ローマ世界における呪詛文書は、前6世紀末を皮切りとして、1200年もの間にわたり途切れることなく作製・使用されていた。しかし、19世紀末のドイツの法制史研究史家の強い影響下にあり続けた古代ギリシア・ローマ史研究の中では、このテーマには「風変わりな特殊・例外的事象」以上の価値を認められることはなく、研究全体としてもあまり進展があったとは言えない状態であった。だが呪詛が活用され続けた1200年という時間を考えると、その手続きは古代社会の中で何らかの機能を果たしていたと想定せざるを得ない。ではその目的とは何だったのか。その点について考察が必要であると考えたのが、本研究開始当初の背景である。

## 2. 研究の目的

(1) 上記のような状況をうけて、呪いという事象を、単なる迷信深い民衆による非合理的行動として片付けるのではなく、その社会的機能に注目しながら考察を進め、呪いを当該社会の中に明確に位置づけることで、その役割を考察できるのではないかと考えるに至った。またそうすることで、研究の視点から排除されがちな人間の「非合理的側面」を、歴史の視点から捉え直し、非合理的側面を含めた視角から、人間社会を理解するためのあらたなモデルを提示できるのではないかと想定した。

(2) そこでまずは一つの作業仮説を立てた。呪詛行為は古代世界の社会における「紛争解決」「緊張緩和」システムの中に取り込まれ、その中で重要な働きをしていた、との仮説で

ある。3年にわたる補助により、この仮説に向けた基礎研究を進めた。

## 3. 研究の方法

古代地中海世界の「呪い」や「呪詛板」に関わる我が国の研究は、報告者が本研究に着手した当初、おおむねまだ手つかずの状態にあった。そこで、今後の研究発展のための基盤整備を最重要課題と位置づけながら、上記目的欄に記した作業仮説へのアプローチをすることとした。そのために、主に以下の四点を、研究の方法として重視した。

(1) 国内の図書館には、研究に取り組むための基礎となる史資料を集録する書籍がほぼ全く所蔵されていないという状況に鑑み、史資料の入手、解読などの作業を通じ、古代ギリシア・ローマ世界で製作された「呪い」「呪詛板」の史資料の状況の全貌をつかむことをめざす。そのうえで、収集した古代世界製作の呪詛板文書の読解およびデータベース化の作業を行うこと。

(2) 呪いの文書を記した「呪詛板」の実物は日本国内には存在していないため、その遺物のかつての社会的意義を正確に理解するためにも、発見地などで直に検分する機会を得ること。

(3) 本研究の目的は、歴史学にとどまらない研究分野横断的性格を持つため、他の分野を扱う研究者との討議機会を得ることで、資料の新発見の状況や研究動向について、最新の情報に触れること。

(4) 研究成果を広く社会に還元するべく、様々な経路からの研究成果の公開を行うこと。

## 4. 研究成果

### (1) 呪詛板文書の収集とデータベース化

研究の開始時には、国内に本研究テーマの研究テーマを進めるための史資料集や研究書はほぼ皆無の状態だった。この3年にわたる補助の結果、数多くの書籍を入手し、今後の研究のための基盤を築き上げることができた。

また、イングランドやドイツから、呪詛板文書があらたに大量に発見されている。その発見地や文面をデータベース化することができ、すぐに参照できる態勢を整えることができた。このデータベースに関しては、今後何らかの形で公開することを考えている。

### (2) 呪詛板文書の類型化

現在までのところ、古代のギリシア・ローマ時代に製作された呪詛板(呪いの文句の書かれた主に鉛の板) 1600点余りが発見されていることが分かった。内容は多岐に渡っているものの、その文面を検討すると、特に5つの領域に関する呪詛行為が盛んであったことが確認できた。以下にそれぞれの特徴を記す。

「訴訟・政争呪詛」・・・自分を訴えた敵対者の舌を法廷で縛り、自由にしゃべれなくす

ることなどを願う呪いであり、このカテゴリーの呪詛板から、様々なタイプの呪詛板が派生したと考えられる。

「競技呪詛」・各種の競技会において、ライバルの身体の動きや戦意などを呪縛し、勝利を手にするよう願う呪詛。

「性愛呪詛」・恋がたきや恋の相手を呪縛し、自分の望むような性愛関係がうまれるよう願う。

「商売呪詛板」・商売上の競合相手を呪縛し、自分の利益確保を願う

「正義と復讐を求める嘆願呪詛」・呪詛板の歴史の中では、比較的あとになって登場したタイプの呪詛。自分に対する不正に関し、その補償、ないしは犯人への処罰がなされるよう、神に対して嘆願される。

### (3) 呪詛の目標

「呪い」とは、通常は相手に危害をくわえる努力とイメージされる。しかし、古代ギリシア・ローマ時代に作製された呪詛板に記された呪詛の呪文において、相手に危害をくわえたいとの願いが表現されるケースは比較的まれであった。多くの場合に願われていたのは、相手を傷つけることよりむしろ、「呪縛」することである。つまり、古代の呪詛とは、相手を傷つける「呪い」ではなく、みずからの願いの実現にとって妨げとなる存在の行動を縛る、「呪縛呪文」であることが判明した。自分の願いや欲望がかなえられるようにと、そのさまたげとなる他者、あるいは思いを寄せる人の行動や心を、呪詛板に書かれた呪文の力で縛りつけ、コントロールし、自分にとって望ましい未来が手にはいるようにする。このように、古代世界の呪詛は、自分の未来を良い方向へと変革するための戦術の一つであり、積極的な意味を持つものであった。

(4) 5番目のカテゴリー「正義と復讐を求める嘆願呪詛」の特殊性と、重要性

ただし、上に5番目として範疇化した「正義と復讐を求める嘆願呪詛」のみは、他の呪詛とは明らかに論理構成が異なり、目標も異なっていることが判明した。とりわけこのカテゴリーの呪詛が、本研究を進めるにあたり重要であると考えられることができる。

このカテゴリーの呪詛は、ほぼすべてがこうむった不正か、あるいは遺失物と関係があることが明らかとなった。この呪詛を記した呪詛板を使用した人びとは、自分のこうむった不正を説明し、その上で、自分たちが正当に扱われるよう神に嘆願していた。

加えて、そこには奇妙な論理が展開されていた。その論理によると、未知の(時々既知の)誰かの行為によって奪われたり盗まれたりした財産は、象徴的に神へ移転されていたのだ。そしてもし神がその財産を取り戻さない場合、神自身の財産が毀損されることになると、呪詛板を安置した人びとは言わば脅していたのである。

さらに、1970年代から、特にイングランド

のバースなどの地域や、ドイツのマインツで、後1-4世紀に製作された多数の呪詛板が見つかったが、そのすべてが、遺失物に関連があった。そして、そこに展開される論理は、上に説明したのと同様だったのである

1991年、オランダ人研究者 H. Versnel は、それらの例が古代世界製作された呪詛板のなかでの単なる例外でなく、確かに独立した別のサブカテゴリーを形成していると主張した。そして彼は、これらのケースの分類名を「正義を求める嘆願 Prayer for Justice」とした。この分類は、現在ではほとんどの研究者によって受け入れられている。

3年にわたる補助を受け、特にこのサブカテゴリーに分類される呪詛文を検討した結果、現在のところ判明した成果は以下のとおりである。

i. 鉛で作られた呪詛板に、しかるべき呪詛(神への嘆願)を記し、それをしかるべき場所に安置することで、遺失物の取り戻しやこうむった不正の補償がなされるという技術は、おそらく地中海の東から伝播した「宗教テクノロジー」の一つとして、地中海西部地域に受け入れられた可能性が高い。

ii. ただし、ローマ帝国西部地域、とりわけブリタニア(イングランド)やゲルマニア(ドイツ)などの辺境地域で製作されたこの種の呪詛板に記された呪詛文には、その土地なりの独自性が見られ、単にマニュアルに従っているだけではないことがうかがわれた。

iii. 「宗教」の文脈で、神に対して嘆願をおこない、願いを叶えてもらおうとするこのカテゴリーの呪詛板は、おそらくその表現の源泉を、法的な文書から引き出していた。つまり、神に対して嘆願する、という文書は、俗世間で、上位にある権力者(人間)に対し、こうむった不正に対して公正な取り扱いを求める「嘆願書」から、その表現を借りてきていた可能性がある。つまりこのカテゴリーの呪詛板は、「宗教」のよそおいをしてはいるものの、「法的」な文書の形式をとっているのである。

iiii. 現代の我々の目から見て区別される「法律」と「宗教」というカテゴリーの違いは、当該呪詛板を作製した人びとの心の中かでは、かなり曖昧であった可能性が高い。この事実は、古代世界の社会を、「法」や「宗教」という言葉を用いて理解し、説明しようとすることの非常なあやうさを示唆している。

このカテゴリーの呪詛板について、現在のところ判明していることについては以上である。

### (5) 社会への還元

上述のとおり、本研究開始の時点では、このテーマに関しての国内における認知度は、かなり低い状態にあった。その点に関しても、大きな進展を実現することができた。

まずは、このテーマに関する基本文献の翻訳作業をおこなって出版することで、興味関

心を喚起し、今後の研究の基礎を築くことができた。ジョン・ゲイジャー著『古代世界の呪詛板と呪縛呪文』（京都大学学術出版会）の出版である。

また、東北学院大学ヨーロッパ文化総合研究所に招かれ、「古代ローマにおける呪詛・呪文 裏の精神史」と題した公開講演会を実施することができた。古代ギリシア・ローマ時代の知られざる側面について、学術的な世界の外の人びとにも伝え、興味をかき立てることができたものと思う。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

志内一興、イギリス出土の木簡文書、古代文化、査読無、71号、2019年（予定）。

志内一興、歴史学のサステナビリティ、上智史学、査読無、61号、2016、pp. 185-189。

志内一興、「正義を求める嘆願（Prayer for justice）呪詛板」の起源について - ローマ帝国西部の事例を中心に -、西洋史研究、査読有、新輯第44号、2015、pp. 24-50。

志内一興、ローマ帝国の「アーカイブ碑文」と「アーカイブ・パピルス文書」 - 帝国発給文書の真正性と属州民による活用について -、歴史学研究、査読無、938号、2015、pp. 27-36。

〔学会発表〕（計1件）

坂口明、奥山広規、堀賀貴、江添誠、志内一興、渡辺展也、青木真兵、小シンポジウム「見えざる人びとの探し方」 - 庶民史構築のために -、日本西洋史学会（広島大学）2018。

〔図書〕（計2件）

ジェイムズ・ロム著（志内一興訳）、白水社、セネカ 哲学する政治家 - ネロ帝宮廷の日々 -、2016、360頁

ジョン・ゲイジャー著（志内一興訳）、京都大学学術出版会、古代世界の呪詛板と呪縛呪文、2015、472頁。

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：

発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

志内 一興（SHIUCHI, Kazuoki）  
武蔵野音楽大学・音楽学部・講師  
研究者番号：60449288

##### (2) 研究分担者

（ ）

研究者番号：

##### (3) 研究協力者

（ ）